中海の利活用に関するワーキンググループ設置要綱

（趣旨）
第１条　中海会議設置要綱第２条の規定に基づき、中海の利活用について協議検討する「中海の利活用に関するワーキンググループ」（以下「ワーキンググループ」という。）を設置する。

（組織）
第２条　ワーキンググループにおける検討結果は、中海会議の幹事会に報告する。

（検討事項）
第３条　ワーキンググループにおいては、次の事項について協議する。
（１）中海の賢明な利活用策（ワイズユース）の検討
（２）その他必要な事項

（構成）
第４条　ワーキンググループの構成は、別表のとおりとする。
２　ワーキンググループは、必要に応じて別表に掲げる者以外の関係者の意見を聞くことができる。

（事務局及び運営）
第５条　ワーキンググループに事務局を置く。
２　事務局は、鳥取県令和新時代創造本部政策戦略監総合統括課及び島根県政策企画局政策企画監室に置く。
３　ワーキンググループは、事務局が必要に応じて招集する。

（その他）
第６条　この要綱に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、ワーキンググループにおいて定める。

附則　この要綱は、平成２２年９月２日から施行する。
附則　この要綱は、平成２３年８月１日から施行する。
附則　この要綱は、平成２４年７月３１日から施行する。
附則　この要綱は、平成２５年７月２６日から施行する。
附則　この要綱は、平成２７年７月２４日から施行する。
附則　この要綱は、平成２８年７月８日から施行する。
附則　この要綱は、平成２９年９月２７日から施行する。
附則　この要綱は、平成３０年７月１８日から施行する。
附則　この要綱は、令和元年７月９日から施行する。
附則　この要綱は、令和２年７月１０日から施行する。

別表

団体名	部課名
国土交通省中国地方整備局	出雲河川事務所
環境省中国四国地方環境事務所	大山隠岐国立公園管理事務所 松江管理官事務所
松江市	政策部地域振興課
安来市	政策推進部定住政策課
米子市	総合政策部総合政策課
境港市	総務部地域振興課
鳥取県	令和新時代創造本部政策戦略監総合統括課 生活環境部くらしの安心局水環境保全課 農林水産部水産振興局水産課 西部総合事務所地域振興局 生活環境局 米子県土整備局
島根県	政策企画局政策企画監室 環境生活部環境政策課 自然環境課 農林水産部水産課 商工労働部観光振興課 土木部道路建設課